



# わな猟免許所持者の皆さんへ 「わなの使用についての留意事項」

令和6年9月

## 1. 「締付け防止金具」の適切な装着について

### ● 輪のしぼりを一定の大きさに制限する「締付け防止金具」について

平成19年の法改正により「くくりわな」を使用する場合は、錯誤捕獲があった場合の当該個体の損傷を軽減するため、「締付け防止金具」の装着が義務づけられました。

環境省自然環境局野生生物課長通知

#### 1) 締付け防止金具

くくりわなの輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具。

一部で使用されている地獄結びやバネによって持続的に締め付けることを規制し、仮に錯誤捕獲のあった場合には、当該個体の損傷を軽減し、すみやかにくくりわなの輪を広げ放獣することができるよう措置したものの。

近年、イノシシ等の大型獣を捕獲するために設置された「くくりわな」に野良犬等の狩猟鳥獣以外の動物が錯誤捕獲され、足を損失する事例が多く報告されています。

このようなことから、香川県では、禁止猟法となるおそれがないように、「くくりわな」のうち、「バネによって持続的に締め付ける構造を有するもの」については、次のとおり「締付け防止金具」の取扱いを厳重にしましたので、必ず遵守してください。

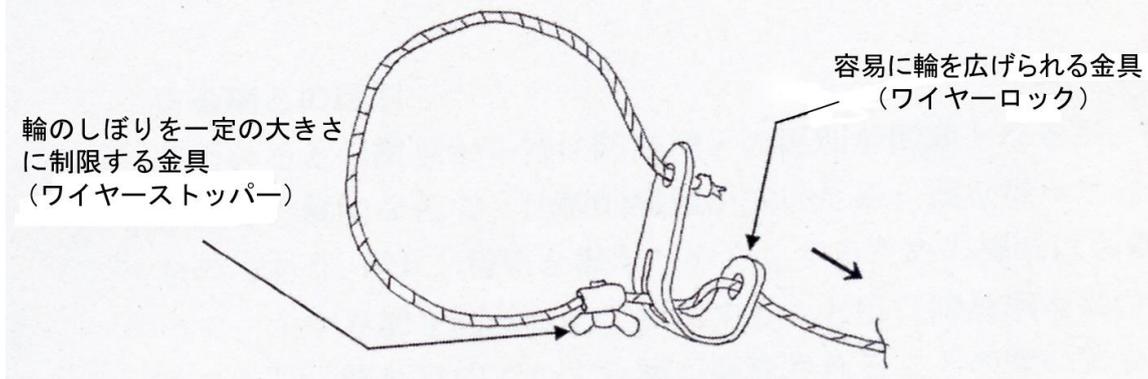
### ● 従来より取扱いを厳重にする内容

「くくりわな」のうち、バネによって持続的に締め付ける構造を有するものについては、「輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具（ワイヤーストッパー）」を必ず装着するとともに、これに加え、「くくりわなの輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具（ワイヤーロック）」を可能な限り併用するように努めてください。

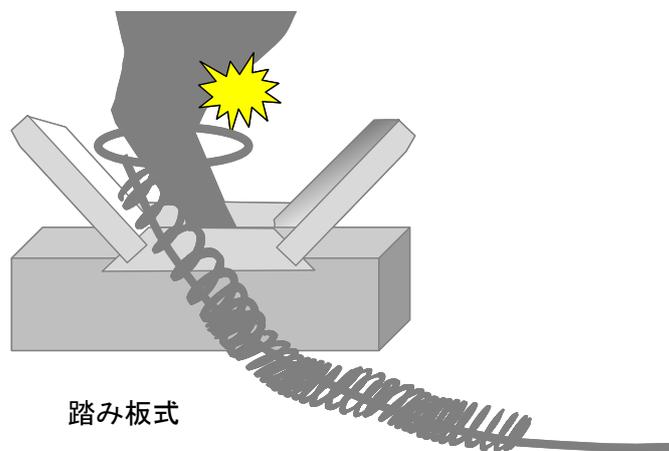
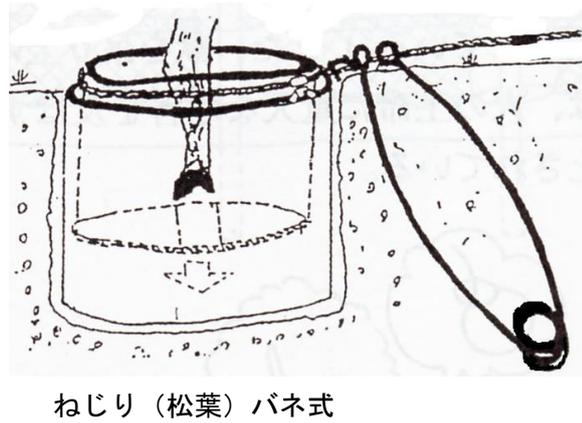
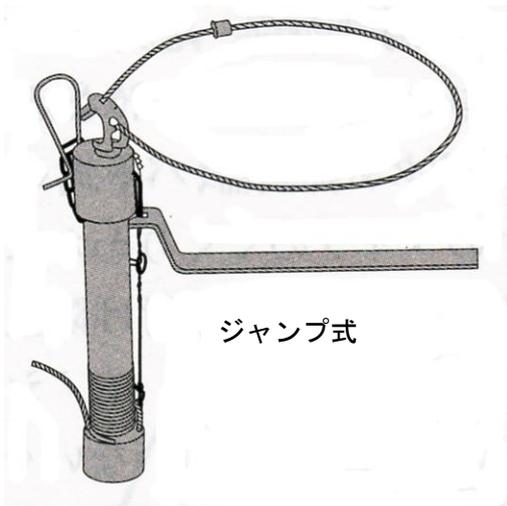
なお、締め付けるバネの力が強すぎるものについては、「人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるわな」として、危険猟法とみなされ、罰則の対象となるおそれがありますので十分に注意してください。

なお、今回の取扱いも含めた「くくりわな」の使用制限の詳細については、12pの「3. 「くくりわな」の使用制限の遵守について」をご覧ください。

# 締め付け防止金具の構造



「バネによって持続的に締め付ける構造を有するもの」に該当する「くくりわな」の例



## 2. 「くくりわな」の安全管理の徹底について

### ● 危険猟法の禁止について

「くくりわな」については、その構造、規模などから客観的に判断して、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は「人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるわな」として、危険猟法とみなされ、罰則の対象となるおそれがありますので注意してください。

- イノシシ等の大型獣をつり上げて捕獲する構造を有する「つり上げ式のくくりわな（獣体の一部をつり上げるものを含む）」
- 人がこれにかかった場合、身体の一部又は全部を拘束し、通常の場合自力で脱却することが不可能であると認められるもの
- 人がこれにかかった場合、日常業務に支障を来す程度の負傷を与えると認められるもの

※「つり上げて捕獲する」とは、具体的には獣を現実につり上げて行動の自由を拘束することをいいます。

※「獣体の一部をつり上げる」とは、具体的には獣体の脚がつり上げられる場合を指しています。



### ● 法定標識の掲示の徹底について

標識を掲示していないわなは鳥獣保護管理法違反です。

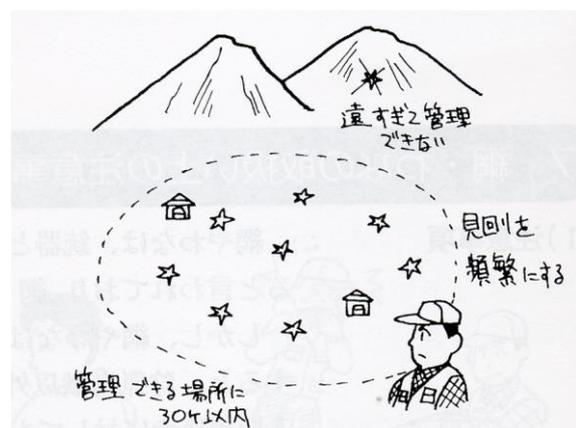
令和6年度版「香川県で狩猟をされる皆さんへ」の「●網・わなによる狩猟について」を参照

### ● 設置できる「わなの数の上限」について

1人の狩猟者が同時に設置できるわなは、法律で30個までと決められています。自分が確実に管理できる範囲で設置するようにし、錯誤捕獲の防止に努めてください。また、事故防止のため、人の立ち入りの多い場所には、わなを設置しないでください。

### ● 見回りの徹底について

わなの設置後は、捕獲の有無を頻繁（原則として毎日）に見回るなど、安全管理及び事故、錯誤捕獲の防止に努めてください。



### ● 注意喚起看板の設置の励行について

第三者が無意識にわなに近づき、不慮の事故が発生することを防止するため、わなの設置場所に通じる山道の入り口付近等に、人の目の高さで、よく見る場所に注意喚起看板を設置するように努めてください。

### ● わなの点検管理の徹底について

使用するわなが誤作動をしないように、作動部と部品の日常の点検に努め、特にトリガーをセットする前には十分に試作動を行ってください。

なお、「くくりわな」については、ワイヤーロープ、締付け防止金具、よりもどし等の消耗品を、1頭捕獲するごとに交換するように努めてください。

特に、ワイヤーロープについては、金属疲労または損傷により、著しく強度が劣化することから、事故防止・安全管理の観点からも適切な使用を徹底するようにお願いします。

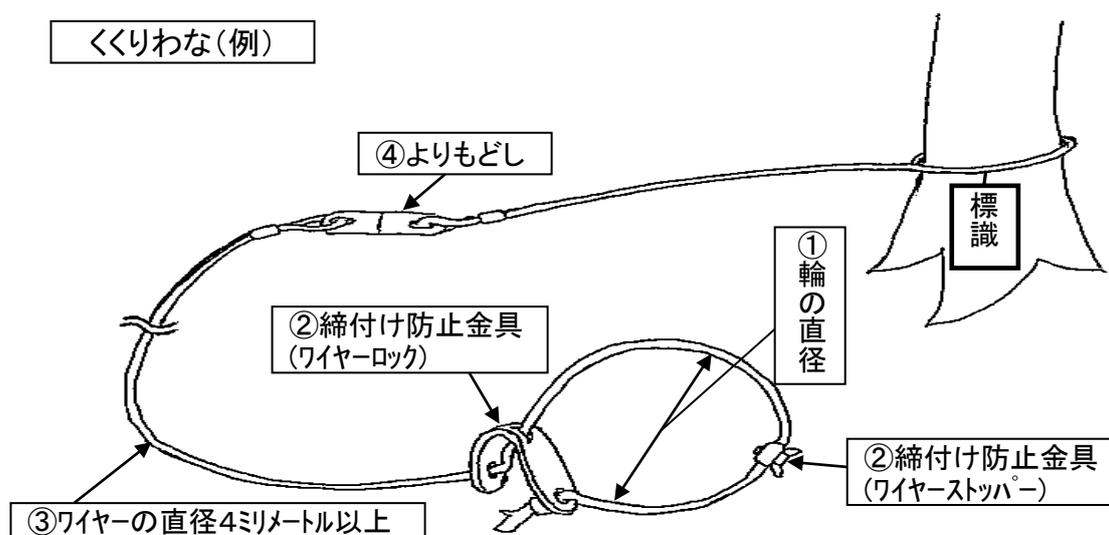
### ● 非猟期におけるわなの撤去等について

設置したわなは、猟期が終わるまでにすべて撤収してください。

大型の「囲いわな」等で撤去が困難な場合は、わなが作動しないように扉を閉めたうえで施錠するか、針金で結束するなど確実に使用できないような状況にし、安全管理を徹底してください。

## 3. 「くくりわな」の使用制限の遵守について

- (1) とらばさみの使用は禁止されています。
- (2) くくりわなの使用には制限があります（この制限は、足くくりわな、胴くくりわな等、くくりわな全般に適用されます）。



(ア) イノシシとニホンジカを捕獲する場合

① 輪の直径が12センチメートル以内であること

② 締付け防止金具が装着されていること

締付け防止金具は、容易に輪を広げられる金具（ワイヤーロック）または輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具（ワイヤーストッパー）のどちらかを装着する必要があります。

「くくりわな」のうち、バネによって持続的に締め付ける構造を有するものについては、「輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具（ワイヤーストッパー）」を必ず装着するとともに、これに加え、「くくりわなの輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具（ワイヤーロック）」を可能な限り併用するように努めてください。

③ ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であること

④ よりもどしが装着されていること

(イ) イノシシとニホンジカ以外を捕獲する場合は、③、④の制限はありません。

(3) クマを捕獲するために、わなを使用することは禁止されています。

香川県のくくりわなの制限解除については、裏面をご覧ください。

#### 4. 香川県の足くくりわなの制限解除について

香川県では、次のとおり、足くくりわなの制限の一部を解除します。

**香川県内で、  
イノシシ、ニホンジカを捕獲する場合、  
足くくりわなに限定して、  
輪の直径12センチメートル以内の制限を、  
令和9年3月31日までの期間、  
解除します。**

解除理由：イノシシについては、近年、相当数が捕獲されているにもかかわらず、農業被害のみならず人身被害も発生しています。また、ニホンジカについては、小豆島のみならず、県内全域で生息範囲が拡大しており、このまま放置すれば、農林業被害が発生するおそれがあります。このことから、県では、イノシシ・ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、県内全域で、積極的な個体群管理を実施するため。

**香川県以外で狩猟される場合は、制限の状況を、狩猟者登録を  
する都道府県に確認してください。**

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10  
香川県環境森林部みどり保全課  
鳥獣対策グループ  
TEL：087-832-3212（直通）